

7中「又は七六GHzを超え七七GHz以下」を「、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下」に改め、同表注17中「若しくは第三項」を削り、「第四十九条の二十九第四項第三号」を「第四十九条の二十八第四項第三号」に改める。

別表第一号一(3)ウ中「、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）」及び「、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号」を削る。

別表第二号第二注1ただし書中「若しくは76GHzを超え77GHz以下」を「、76GHzを超え77GHz以下若しくは77GHzを超え81GHz以下」に改める。

様式第7号注4の表中

第２条第１項第10号に掲げる無線設備	ＶＴ
第２条第１項第10号の２に掲げる無線設備	Ｗ
第２条第１項第10号の３に掲げる無線設備	ＲＺ
第２条第１項第11号に掲げる無線設備	ＸＺ
第２条第１項第11号の２に掲げる無線設備	ＹＺ
第２条第１項第11号の２の２に掲げる無線設備	ＷＶ
第２条第１項第11号の２の３に掲げる無線設備	ＤＴ

を

第２条第１項第50号に掲げる無線設備
第２条第１項第51号に掲げる無線設備
第２条第１項第52号に掲げる無線設備

に、

第２条第１項第10号に掲げる無線設備	ＶＴ

を

第２条第１項第50号に掲げる無線設備
第２条第１項第51号に掲げる無線設備
第２条第１項第52号に掲げる無線設備

に、

備考	ＨＶ
備考	ＩＶ
備考	ＪＶ

を

第２条第１項第51号に掲げる無線設備

に、

２条第１項第54号の３に掲げる無線設備	ＮＴ
２条第１項第55号に掲げる無線設備	ＭＶ
２条第１項第56号に掲げる無線設備	ＮＶ

を

第２条第１項第54号の３に掲げる無線設備

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第三条の規定による改正前の設備規則（次条において「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで、第四十九条の六の九、第四十九条の六の十一、第四十九条の八の三、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九の無線局の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで、第四十九条の六の九、第四十九条の六の十一、第四十九条の八の三、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。